

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、玉村町指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

令和8年3月24日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
第279号	有限会社砂川設備	邑楽郡邑楽町大字石打84	砂川 裕志	有限会社砂川設備	邑楽郡邑楽町大字 石打84	令和8年3月6日 (令和13年3月5日)